



平成 25 年 6 月 10 日

各 位

会 社 名 燦キャピタルマネージメント株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 前田 健司
(コード番号:大証JASDAQ2134)
問 合 先 経営管理本部 本部長代理 桐島 悠爾
(TEL. 06-6205-5611)
U R L <http://www.sun-capitalmanagement.co.jp/>

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年6月10日開催の取締役会におきまして、下記のとおり株式分割の実施、単元株制度の採用について決議いたしましたのでお知らせいたします。

また、同取締役会におきまして、定款の一部変更を平成25年6月28日開催予定の第21期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、あわせてお知らせいたします。

なお、株式分割の実施、単元株制度の採用及び定款の一部変更については、平成25年6月28日開催予定の第21期定時株主総会における定款の一部変更案の承認を条件としております。

記

1. 目的

平成19年11月27日に全国証券取引所が公表しました「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、平成25年10月1日を効力発生日として当社普通株式1株を100株に分割するとともに、単元株式数(売買単位)を100株とする単元株制度を採用し、これに係る定款の変更を行うものです。

なお、本株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成25年9月30日(月)を基準日として、同日の最終の株主名簿に記録された株主名簿に記載又は記録された株主が有する普通株式1株につき100株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

- ① 株式分割前の発行済株式総数株: 59,100株
- ② 今回の分割により増加する株式数: 5,850,900株
- ③ 株式分割後の発行済株式総数: 5,910,000株
- ④ 株式分割後の発行可能株式総数: 14,640,000株

(注) 上記は平成25年3月末時点の発行済株式の総数に基づく株式数であり、新株予約権の行使等により、株式分割の基準日までの間に増加する可能性があります。



(3) 日程

- ① 基準日公告日:平成25年9月13日(金)
- ② 基準日:平成25年9月30日(月)
- ③ 効力発生日:平成25年10月1日(火)

(4) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

(5) 新株予約権行使額の調整

株式の分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たりの行使価額を平成25年10月1日以降、以下のとおり調整いたします。また、新株予約権の目的となる株式の数についても比例的に調整され、調整により生じる1円未満の端数は切り上げられます。

	調整前行使価額	調整後行使価額
平成18年8月31日臨時株主総会決議に基づく第1回新株予約権	83,334円	834円
平成22年2月12日臨時取締役会決議に基づく第2回新株予約権	35,000円	350円

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を100株とします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成25年10月1日(火)

(参考)上記の単元株制度の採用に伴い、平成25年9月26日(木)をもって、証券取引所における売買単位も100株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記の株式分割及び単元株制度の採用に伴い、これに係る所要の変更を行うものです。

- ① 全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を100株とするため、100株を1単位とする単元株制度の採用を行います。なお、当社は単元株制度の採用と合わせて1株を100株に分割する株式分割も実施いたします。
- ② 本議案は、平成25年10月1日を効力発生日として、①の単元株制度を採用し、単元株数を100株とするため、第8条(単元株式数)を新設するものであります。
また、単元株制度の採用に伴い、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第9条(単元未満株主の権利制限)を新設し、これに伴い現行定款第8条以下の条数を繰り下げるもの



であります。

- ③ また、①記載のとおり、当社は単元株制度の採用とあわせて株式分割を行うこととし、平成25年6月10日開催の取締役会におきまして、本議案が本定時株主総会で承認されることを条件として、かつ平成25年10月1日を効力発生日として、1株を100株に分割する株式分割を実施することを決定いたしました。これに伴い、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第6条を変更するものであります。
- ④ 現行定款第6条の変更、第8条並びに第9条の新設及びそれに伴う条数の変更の効力発生日を定めるため、附則第1条を設けるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第5条 (条文省略) (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行する株式の数は、 <u>146,400株</u> とする。 第7条 (条文省略) (新設) (新設)	第1条～第5条 (現行どおり) (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行する株式の数は、 <u>14,640,000株</u> とする。 第7条 (現行どおり) (単元株式数) 第8条 <u>当社の単元株式数は、100株とする。</u> (単元未満株主の権利制限) 第9条 <u>当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> <u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利</u> <u>(3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>
第8条～第41条 (条文省略) 附則 (新設)	第10条～第43条 (現行どおり) 附則 (単元未満株主の権利制限に関する経過措置) 第1条 <u>第6条の変更、第8条ならびに第9条の新設およびそれに伴う条数の変更は、平成25年10月1日をもってその効力を生じるものとする。</u> <u>2. 本附則は、前項の規定の効力発生日をもって削除する。</u>

(3) 変更の日程

株主総会開催日:平成25年6月28日(金)

効力発生日:平成25年10月1日(火)

以上